

K S K

# きんずな

第158号

編集 神奈川県障作連  
責任者 海原泰江  
印刷所 勝Yuki Print  
発行日 平成28年3月23日  
年月日

## 研修会報告

### 「障害者差別解消法の理解と 日中活動における通所者の権利を考える」

(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター

理事長 鈴木治郎氏

文責広報部



十一月二十八日、職員研修会が開催された。テーマは「障害者差別解消法の理解と日中活動における通所者の権利を考える」。講師は(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター理事長・鈴木治郎氏。地域作業所の基礎を作り、運営相談員として県内をめぐり、

十一月二十八日、職員研修会が開催された。テーマは「障害者差別解消法の理解と日中活動における通所者の権利を考える」。講師は(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター理事長・鈴木治郎氏。地域作業所の基礎を作り、運営相談員として県内をめぐり、

第一に、差別解消法を考える際の「障害者の権利に関する条約」の締結に関する諸経緯の中で考えていく必要がある。締結のため国内法の整備を始め障害者制度の集中的な改革を行わなければならない。「障がい者制度改革推進会議」で諸課題が整理され本法律の制定に至っている。この流れをもう一度

振り返っておく必要があるだろう。「虐待防止法」も含めてである。利用者の支援における姿勢や、細かな言動を巡って私たちが考えなければならないことはこの差別解消法の基本理念に大きく関わってくる。様々な支援場面で、

私たちのとる具体的な支援の手法を、障害者を差別してはならないとするこの法律の根本原理に当てはめて一人ひとりの支援者が考え、悩み、知識を得ていかななくてはならないのだということ改めて感じた。「直接差別」とは、「関連差別」と「間接差別」ってどういうこと?合理的配慮とは?例えばこういう場面・事例はどうなのか?参加者とのやり取りの中で深めていった。

そしてもう一つ。この差別解消法を考えるにあたり、これまでの運動も含めた障害者施策の歴史、数々の転換点の意味。そして現在の施策の特徴や動向等を深く理解する必要があるということ。そこにはいつも「財源」の問題が関係していること。そういう歴史や状況変化を踏まえたうえでの今回の「差別解消法」の施行である。措置から契約へ。支援費制度。自立

支援法。介護保険との統合云々。これまで幾度となく問題となってきたいろいろな言葉を思い出させられた。聴いていて思わずうなずいてしまうような深い話だった。

参加者の中から幾人かの方に感想を求めた。以下要点を記載する。  
\*利用者が望んでいることも「できないから」ということを理由に「させない」というのは直接的差別。作業所においても「この人にはできないであろう」「上手にできない、無理だ」という先入観で作業を区別していかないだろうか。何か工夫をしたり職員の対応を変えれば、時間を使えばできることもあるのではないかと省みた事例でした。理想としては本人も納得したうえで作業内容であるべき。

生活介護、地活はまだ作業に対しておおらかな緩やかな考えを持っているても大丈夫かもしれない。しかし、就労移行や継続支援となると受注量やスピード、仕上がり等職員体制を考えると、一人ひとりの希望に添えないであろう。同じ地域作業所であったのに、地活とか就労Bとか選択の違いで

作業支援に変化が出て、やりにくく思っている利用者もいるのではないだろうか。細かく細分化された今のような形態ではなく、なんでもありの作業所が良かった…。

\*障害があっても年齢に応じて自分らしい生活を目指す。就労Bで支援を受けるに当たり個別支援計画が作成される。そのこと自体どうなのか? 「皆さん健常の方は個別支援計画ってないですよね」という鈴木さんの言葉。障害者という言葉がなくなるといいと思いましたが。言葉の使い方についても「障害を持つ」ではなく「障害がある」といういい方が望ましい。以前、更生表彰を受けた鈴木さん、「何も悪いことしてないのに更生?」と述べたとのこと。もつともです。

\*講師のお話の中で、代理受領方式―利用者のアタマを通り抜けて事業所に収入が入る、というところ。現行の総合支援法におけるサービスでは利用者がサービスを利用しただけ事業所に収入が入る。効果的ではあるが、当事者である利用者さんの知らないところで授受がされるってどうなのか? 利用者さんを金銭的な感覚でとらえてしまうことの罪悪感? 請求事

務をしているときにふと思う。そういう意識が全くなくはないことを。

\*参加者からの質問で、たとえば通院に同行する際の病院側の取った配慮に富んだ対応が素晴らしい、トラブルの起きにくい賢明な配慮だと感じるがある意味では危険人物的な扱いをされたを取られてしまうことも想像される。日常の場面でのサービスを提供する際の「配慮」が「差別」となってしまうのかどうか考えさせられた。

\*差別解消の推進に関する対応要領が作成されているが、マニユアルを求めているのではなく、「差別」とは「不当な差別的扱いの禁止」に対する深い思考と理解が必要だと思う。一つ一つの場面での対応の仕方、ということも大切だが、様々な障害者団体との膝を突き付けた対話の中から「合理的配慮」などを考えていく姿勢が必要だと思う。

\*研修に参加して職員としての自分を振り返りました。小規模事業所は職員も少ない中活動しています。時に、考えることをしてしまい、利用者さんの声を聞きのがしてしまふこともあります。「どうした

の?大丈夫?がんばって」と声をかけてもらうことがある。「すまなかつた」「ごめんなさい」ではなく、「ありがとう」って思うんです。「これじゃあいけない、また頑張らなくちゃ」と思う。そんな彼らに対して、不当な差別的取扱い?あつてはならないことです。私のことをよく見て、そして大事に思ってくれるみんながいる。うちは知的障害の方の作業所で、皆、うまく自分の思いを言葉で話すことは難しい方たちです。私こそがみんなの顔をしっかりと見て、その想いを察することができなくてどうするんだと思います。日ごろ接している私たちは利用者

さんにとって一番の理解者にならなくでは。差別解消法を考えると、まず、うちの利用者さんの想いをわかることのできる職員でありたいと改めて感じました。

研修会を通して・・・。大先輩であるのに、毎日共に活動してような仲間目線。参加者も自由に発言してしまうような和やかな雰囲気の中で進められ、久々に「治郎さん節」を聞かせていただいた。講演の中で治郎さんが紹介してくださった言葉。あたかさと優しさについてのこの言葉でレポートを閉じた



### サ行のサポート法

- さ・・・さりげなく (過剰な意識をせず、自然な気持ちで)
- し・・・慎重に (心をこめて)
- す・・・スムーズに (そしてスマートに)
- せ・・・積極的に (とにかく一声)
- そ・・・その人その人に応じたサポートを

い。

幸せのはひふへほ  
はー幸せ半分  
ひー人並み  
ふーふつう  
へー平凡  
ほーほどほど

2015年度 障害者事業所生産活動研修会報告

# 食品表示法とアレルギー表示

～三事業所による食品表示法への取り組み事例報告～

講演 講師 (株)生活品質科学研究所 宮地 邦明 氏

文責・広報部

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 等

東京都HP参照

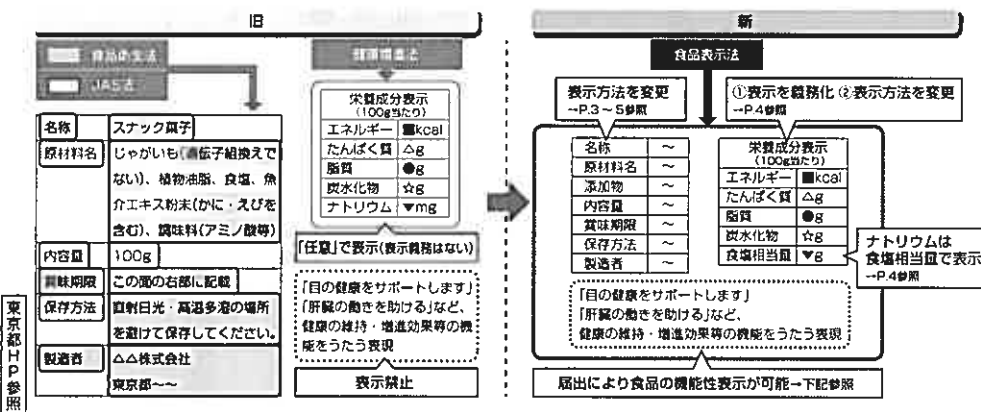
食品表示が今、法改正にともなっているいろいろと変わってきています。また、オリンピックを控え、グローバルGAPとか、ハラール認証など、国際的な表示も話題になっていきます。

では昨年四月一日に施行された食品表示法が、どう変わったか、関係法の共通する部分を統合することになりました。

販売にかかるところ、品質にかかるところ、栄養基準にかかるところを、新しい法律体系に組み入れました。

今回の改正は十一個変更点があり、生鮮食品と加工食品に適用されますが、経過措置期間があり、加工食品は五年間で移行することになっています。平成三十二年四月一日からは、新法に適合しなければダメということになります。

左図に新旧法の比較があります。名称や原材料名などの事項名は、このように書くこと。ナトリウムは、食塩相当量と表示すること。添加物は、別書きで、項目を設けること。栄養成分表示は、義務化されました。



東京都HP参照

文字の大きさは、8ポイントが一般的。書ける面積が少ない場合は、5・5ポイントの小ささでも良いとのこと。

アレルギー表示については、たくさんの方が集まりますと、その三分の一くらいは、必ずアレルギーをお持ちだと思ってください。大変責任が重いと思います。

省令で定められた特定原材料は、七品目。生命に関わるため特に注意するものが、そばと落花生。症例が多いものは、えび、かに、卵、乳、小麦となります。準ずるものとして、二十品目があります。つい最近、ごまとカシューナッツが加わりました。順次品目が増えてきていますので、注意して見守ってください。

「アレルギー物質を含む加工食品のハンドブック」が、消費者庁のホームページに掲載されています。これなども活用してください。

ただし、食品表示法に合わせた修正が今後考えられるので念のため。

個別表示と一括表示があります。何度でも出てきたものは、一個一個ちゃんと書くのが、個別表示。原則は個別表示になります。

まためて一番最後に出てきたアレルギーンについて書くのが、一括表示。小さくて書けない場合は、一括表示でも良いということです。コンタミネーション。混ざってしまったという事です。うどんやそばをゆがくお湯には、どちらの成分が入ってしまうという事と。チョコレートでも、ピーナツツチョコレートは同じラインで製造するので、混入の可能性はあるということ。これらのことを表示することです。「乳を含む製品と共通の設備で製造していますので、ご注意ください。」といった表示

特定原材料（省令で定められたもの）	
発症数、重篤度から考えて表示する必要があるものとして表示が義務化された7品目	
・症例数が多いもの	えび、かに、卵、乳、小麦
・症状が重篤であり、生命に関わるため特に留意が必要なもの	そば、落花生
特定原材料に準ずるもの（通知で定められたもの）	
可能な限り表示することが推奨された20品目	
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	

示を目にすると思います。賞味期限については。枠外となつていますが、上部なのか下部なのか、枠外の場所を明記するという事です。食品の中には、たくさんのレストランがあります。まず、健康を損ねること。食中毒です。付けない、増やさない、なくすが食中毒の三原則。よく手を洗いましょうということになります。次が、危害性。異物混入です。金属や化学物質。アレルギーもそうですし、農薬もそうです。目に見えないものを管理していくことで、リスクを減らしていくことで。そして発生の頻度。保険を掛けおくことも考えていかなければならいでしょ。皆さんは、たくさんのお菓子を作っています。どう思うか、作っているのか、その思いを伝えることは、最終的には食品の表示だと思っております。イオンなど確かなナショナルブランド製品の表示を、日頃より目にして参考にしていくことも大切になると思います。

### 三事業所の表示法へ 取り組みの事例

#### 「サンメッセしんわ」の場合

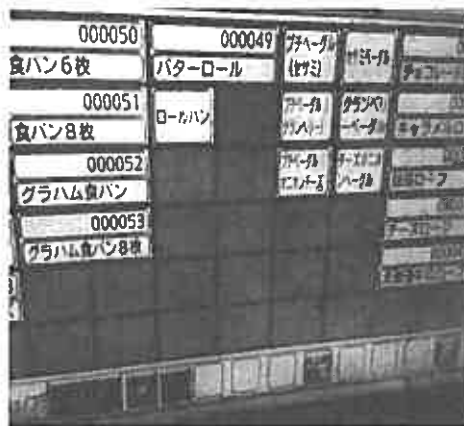
十四事業所ある進和学園の就労継続B型事業所の製パン班である。九名の利用者さんが、約五十品種のパンを製造している。午前中が日配製品を作り、午後は焼成後冷凍をやっている。冷凍すること、生産力もアップしている。取り組みのきっかけは、平塚市内の学校給食にパンの納入である。年間で三万食を納めることになった。

このような状況の中で、ラベラーの導入を考えた。選定基準としては、①操作が簡単で単体動作する機種、②利用者さんの仕事になる、③日、月、年単位での集計が可能、④栄養成分表示に対応した機種、⑤PCとの連携、⑥製造数に合った印字速度、⑦アフターフォローである。

利用者さんが自分でやれることと、アフターフォロー。これが一番大事だと思つている。その結果、寺岡精工のDPI

560を導入した。

この機種の良いところは、プリント画面というのがありまして、色別で、自分でそこに合った種類、種類ごとに、その下にパンとか、デニッシュパン、菓子パンなど、ジャンル分けができて、そこにこういうふうに分けてきて、また、大きさも、いろいろ変えられるのですけれども、利用者



さんが分かりやすいような配置にして、並べることが自由にできるの  
で、とても助かっています。

最後に、このラベラーを通すこ  
とで、生産管理、製造管理、売り  
上げ管理までが行えるようなシス  
テムを、最終的には、目指してい  
ます。そういうような機種だと思  
います。割と大きめな機種では、  
ありません。

●メーカーからのコメント

メリットとしましては、この機  
種に関しては「大きな画面により  
作業しやすく間違いを防止しま  
す」ということで、新商品ですと  
か、既存の商品ラベルの突然の変  
更にも戸惑うことなく、簡単に即  
座に発行することができます。

二番目に「表示問題のスムーズ  
な対応」ということで、特定原材  
料、アレルギー表示ですとか、栄  
養成分表示カローリー表示などの、  
近年複雑化する食品表示にも対応  
できていますので、こちらのほう  
は安心して今後も使っていただけ  
のような機械になっております。

三番目は最後に「ラベルコスト  
削減、環境への配慮」ということ  
で、事前印刷ラベルに比べ、一枚

あたりのコスト的には下げる事が  
共通化できますので、必要なとき  
に必要な枚数のラベルが無駄なく  
発行できるため、廃棄ロスとか在  
庫ロスというか、そういった形で  
そこらへんの無駄というか、うま  
く商品管理・ラベル管理とかがで  
きますということですので。この機械  
は、リースもできますので、その  
対応もしている。

清光園のパン事業の場合

平成二十三年四月に横須賀共済  
病院内で就労継続B型事業所のパ  
ン工房をオープンすることから始  
まりました。

焼きたて、商品並べ直接販売し  
ていたが、他の売店でも販売する  
ことから、包装することにより表  
食品表示に取り組みました。

現在はまだまだ旧法に則ってお  
り、ラベルは50cm×60cmを使用。  
できるだけわかりやすいラベルづ  
くりをし、疑問に思ったらすぐ業  
者に連絡して教えてもらっていま  
す。

新盛インダストリーズの  
HALLO neo 7αの出会いでした。  
PCより一括出力したものを操作



可能、HDD内蔵、専用ソフト単  
独での書換が可能というものでし  
た。これを元に新基準への備えを  
しております。

今から始めていけば必ず大丈  
夫。旧基準のものにしかしりと  
対応してから変更した部分だけ変  
えられるように、そしてあとは栄  
養表示だけです。

●メーカーからのコメント

ラベル発行の一例としまして、  
メニューがまさにスマートフォン  
のアイコンのように絵になってい  
ます。そこをピッと触っていただ  
いて登録してある番号、一番でフ  
ルーツのパウンドケーキというの  
を登録しております。一番のフ  
ルーツパウンドケーキを呼び出し

て、最後に何枚シールを欲しいと  
いうのを入力して、発行というボ  
タンを押すと、その枚数のラベル

シールが発行されるといのが、  
ほぼ大体三工程でシールを出すこ  
とができるようになっておりま  
す。

ワークハウスあまねの場合

作業になかなか携われない利用  
者の人たちに対して、何かよい作  
業はないか模索した結果、クッ  
キーづくりにとどり着いた。

大掛かりな製造機械を導入する  
のではなく、一種類程度として、  
長く食べ続けていただけよう  
に、たくさんの方の力を借りなが  
ら、クッキーを作って行きました。

製品の原材料や量が決まってい  
る場合は、事前印刷ラベルで予め  
デザインを決めて印刷する方法  
を、メーカーの企画の方から提案  
を受けました。製品配合を変更し  
ないなど、一定の条件が整えれば、  
一番費用対効果からのシール印刷  
をしてしまうのも有効な手立て行  
い、小規模な事業所では有効でな  
いかと思います。

三者三様の取り組みが報告され  
た。自分たちの規模、作業内容等  
を良く検討して、今後に備えたい  
ものである。

# Nothing About Us Without Us

(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

差別解消法ヒアリング・  
県施策説明会に参加

文貨広報部

「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(素案)」が発表された。教育

委員会及び公安委員会を除く全部署に属する行政職員に対し、必要な事項を定める、とするものである。同様に、神奈川県警察職員の対してもこの推進に関する規定が作成された。

これら素案に対しての意見募集が行われるとともに、一月二十六日、関係団体へのヒアリングが実施され、海原会長、広報委員、事務局の三名が参加した。幹事会での議論をもとに、海原理事長から意見が述べられた。

対応要領では目的、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供等の諸規定とともに、不当な

差別的取扱い・合理的配慮の具体例として様々な場面で想定される事項が記載されている。その一つひとつの文言についてではなく、今後、差別解消を推進する取り組みを進めていくに当たり、まずは行政の職員の方々が、「障害」に對してきちっとした理解を持つことが大切ではないか、ということである。研修も含め、その部分をしっかりとやっていかないと、とても心配である。障害の特性、特に発達障害など、以前は障害と認められなかった方々への対応も現在では求められている中、私たち現場の関係者ですら理解が難しい面がある。大変に難しいことで、まず基本的な部分をしっかりと理解したうえで対応していただかない

とは、個々人の特性により、また、その都度の場面によっても変わってくるはずである。記載された具体的事例が、対応のマニユアル的に一人歩きをすることのないよう、個人により、またその場面により適切な対応をしていくために、できれば実際の支援の現場に足を運び、また地域できめ細かく障害のある方々との対話をする機会を増やすなど、障害に対する理解を進め、深めていくことから力を尽くしてほしい。特に知的障害を持つ方は自分の意見を主張することが難しいうえに、緊張も強く、何か思いを伝える時には聞く側が「優しく、ゆっくりと待つてさしあげる」姿勢で。担当からも、「もつと基本的なところで、ということですね。」という言葉を頂き、短い時間ではあったが、ヒアリングを終えた。

二十八年度当初予算の概要について、障害者差別解消法について、神奈川県障害福祉計画に関する取り組み状況について、県障害福祉課より説明がされ、参加者からの質疑も時間が足りない程積極的議論が交わされた。

質疑では、個々の施策に対し、障害者差別解消法へ向けての取り組みの視点から見ての質問も数多く出され、かなり激しい当局との意見交換となった。

また、予算の推移については障害者自立支援給付等負担金と、実際のサービス利用の増加が説明されたが、質疑では、障害者地域生活支援事業(市町村統合補助)に関する質問が圧倒的に多かった。



と、この要領は生きてこない。それが私たちの願いであるということだ。

合理的配慮、不当な差別的扱い

平成二十七年年度神奈川県障害者施策説明会・概要報告

二月十六日、かながわ県民センターにて開催され、横溝副理事長以下幹事七名で参加した。

現状の施策の諸課題を象徴しているかの印象を受けた。



発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

編集 (特非) 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒222-10844 横浜市神奈川区沢渡4-2

045(290)0501

頒価 百五十円